担当部署: 建設水道課

処分の概要	延滞金の徴収
例 規 名 根 拠 条 項	村田町農業集落排水事業分担金条例 第7条第1項
例 規 番 号	平成8年条例第8号

## 【基準】

第7条の規定による。

(延滞金)

- 第7条 第4条の分担金を納期限までに納付しない者があるときは、当該分担金額にその納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ年14.5パーセント(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.25パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものとする。
- 2 前項に規定する延滞金の徴収方法については、村田町町税条例(昭和31年村田町条例第4号)の例による。

備考